

6	生活文化局	情報公開の推進																
事業概要	<p>○事業目的 東京都情報公開条例に基づき、都民等からの請求に応じ、都にその保有する公文書の開示を義務付ける公文書開示制度を運営するとともに、情報公表や提供など情報公開の総合的推進に努め、公正で透明な行政の推進を図っている。</p> <p>○事業の内容 (1) 公文書開示事務 (2) 東京都情報公開審査会の運営 (3) 東京都情報公開・個人情報保護審議会の運営</p>																	
これまでの経過	<p>(1) 公文書開示事務 公文書開示の総合窓口として、公文書開示の相談、受付を行うほか、公文書の開示・非開示決定に当たっての全庁的調整、公文書開示状況の集計及び公表を行っている。</p> <p>(2) 東京都情報公開審査会の運営 東京都情報公開審査会は、12人の委員で構成され、公文書の開示請求に対する決定について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合に、当該審査請求に係る審査庁の諮問に応じて、開示・非開示決定の当否を審議するため設置されている。情報公開課ではこの審査会の運営事務を執り行っている。</p> <p>(3) 東京都情報公開・個人情報保護審議会の運営 東京都情報公開・個人情報保護審議会は7人の委員で構成され、情報公開制度、個人情報保護制度に関する重要な事項について、知事等実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べるため設置されている。情報公開課では、この審議会の運営事務を執り行っている。</p> <p>※ 平成28年10月「情報公開の一層の推進について」において、「非開示判断の厳格化」「非開示理由等の公表」「公文書開示制度によらない情報公開」を各局宛てに通知。これまでに、公文書開示状況の各局ホームページへの掲載（平成28年10月決定分以降）、数回開示請求を受けた公文書等の公表を開始</p>																	
現在の進行状況	<p>(1) 公文書開示事務 ・各局等開示決定等件数(28年度10月～2月分実績)(件)</p> <table border="1" data-bbox="319 1429 1062 1507"> <tr> <th>開示</th> <th>一部開示</th> <th>非開示</th> <th>不存在等</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>3,233</td> <td>853</td> <td>48</td> <td>307</td> <td>4,441</td> </tr> </table> <p>(2) 東京都情報公開審査会の運営 ・審議等の状況(28年度10月～3月分実績)</p> <table border="1" data-bbox="319 1585 932 1664"> <tr> <th>開催回数(回)</th> <th>新規諮問(件)</th> <th>答申(件)</th> </tr> <tr> <td>15</td> <td>38</td> <td>17</td> </tr> </table> <p>(3) 東京都情報公開・個人情報保護審議会の運営 ・28年度 2回開催</p>		開示	一部開示	非開示	不存在等	合計	3,233	853	48	307	4,441	開催回数(回)	新規諮問(件)	答申(件)	15	38	17
開示	一部開示	非開示	不存在等	合計														
3,233	853	48	307	4,441														
開催回数(回)	新規諮問(件)	答申(件)																
15	38	17																
今後の見通し	<p>今後も、従来からの事業内容に並行して、開示請求によらない積極的な情報公開及び都民の関心の高い情報のホームページ掲載などのICTを活用した情報提供を推進し、実質的な公文書開示の無料化を進める。 また、平成29年度早期に東京都情報公開条例を改正、閲覧手数料を廃止し、写しの交付手数料を減額する。</p>																	
問い合わせ先	生活文化局 広報広聴部 情報公開課	電話 03-5388-3134																